

改正トラック法、新たに

～曖昧運用から確立された運用に是正要～

令和7年4月より施行された改正トラック法が、バージョンアップされました。施行から1年で改正されるスピード感についていけないという声も...

それでも、法は待ってくれません！曖昧な感じでやっている方、理解できず全くやっていない方も新年度までに運用を確立しましょう！

まずは、

真荷主と運送会社の境界線の明確にするため、

元請として荷主から運送委託を受けている
貨物利用運送事業者も、
一般貨物自動車運送事業者として扱われる

← これまで「貨物利用運送事業者」の元請として、
下請けとなる「一般貨物運送事業者」へ義務事項の丸投げが不可となる。

以上のように、認識を改め2026年4月から新ルールが始まります！

新・義務

(元請※)

※荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」のこと。

- ☑真荷主との間で12条に基づく書面交付が必要
- ☑実運送体制管理簿の作成しなければならない

努力義務

貨物自動車運送事業者および貨物利用運送事業者に対し、「再委託の回数を2回以内（実運送は2次請けまで）とする努力義務」が課される。【「2次請け制限」の導入】

元請の責務は重くなりますが多重取引構造の打開、書面化100%で「水屋」等の淘汰で業界が健全化に期待です。

【関連資料】

・詳細が分かる、「荷主向けリーフレット」をご活用下さい。

QRコードからも読み取れます！



デリケートなお悩みは、

トラックGメン 投稿フォーム



TM



秋田県貨物自動車運送適正化事業実施機関